佐野市道路及び公園等 LED 照明整備維持管理事業に係る 公募型プロポーザル募集要項

1. 事業の概要

(1)事業の名称

佐野市道路及び公園等 LED 照明整備維持管理事業

(2)事業の目的

国では、令和3年4月に令和12年までの温室効果ガス排出量削減目標を平成25年比46%減とする新目標を表明した。また、本市では第2次佐野市総合計画や佐野市役所地球温暖化対策実行計画において、温室効果ガス総排出量の削減目標を掲げており、省エネルギー対策を推進している。

ところで、佐野市で管理している道路及び公園等における照明のほとんどが水銀灯やナトリウム灯が使用されているが、令和3年1月より水銀灯の製造・輸出入が禁止となり、ナトリウム灯は更新時期を迎えている状況にある。

このような本市の方針と社会情勢から道路及び公園等の全ての照明を省エネルギー効果の高い LED 照明に交換することで、温室効果ガスの排出抑制、電気料・修繕費の大幅な削減により、照明灯の安定的な管理と将来的な経費負担の軽減を図ることとする。

なお、発注方式としては、調査・設計・施工監理、施工及び維持管理を一括して発注するDBM方式(Design:設計、Build:施工、Maintenance:維持管理)を採用し、短期間でのLED照明への交換による事業効果の早期発現及び維持管理の効率化を図ることとする。

※DBM方式とは、調査設計(Design)、施工(Build)、維持管理(Maintenance)を、事業全体ととらえ包括的に事業を行うことで効率化を図る手法である。

(3)事業の契約手法

本事業は、公募型のプロポーザル方式により契約候補者を選定し、基本契約(DBM 方式)を締結する。また、「調査・設計(D)及び施工監理並びに施工(B)」、施工終了後の「維持管理(M)」について、それぞれ個別の契約を締結することとする。

- (4)事業の場所及び対象設備と物件
 - ①事業場所:市内全域
 - ②対象設備(既設 LED 照明を含む):合計 1,748 灯
 - (ア)道路河川課所管分: 市道に設置されている道路照明 679 灯
 - (イ)都市整備課所管分:所管の公園の屋外照明(ナイター照明除く)及びトイレの照明、 管理棟の室内照明等 848 灯
 - (ウ)スポーツ推進課所管分:所管施設の屋外照明(ナイター照明除く)及びトイレ照明 221 灯
 - ※照明設備の詳細は仕様書に記載。
 - ③対象物件

LED 照明器具、取付金具等関連部材、管理プレート、照明施設管理用データ。

(5)事業の内容(詳細は、「仕様書」に記載のとおり。)

本市が管理する前(4)②、③で示す対象設備及び対象物件について、事前の調査・設計を行い、LED 化等の改修や照明施設管理用データ等の構築、更新を実施する。また、施工期間中の監理と施工後 10 年間の維持管理を行う。

(6)事業の履行期間

①調査・設計(D)及び施工監理並びに施工(B): 個別契約締結の日から令和5年9月30日

②維持管理(M):上記①契約の目的物の引渡しを受けた日

から10年間

(7)提案限度額

提案者は、以下に示す金額の範囲で事業内容を提案することとする。なお、下記提案限度額を超えた金額で提案した場合は、その提案書を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うこととする。

総合計金額:159,280,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。(以下、「税込み」という。))

①調査·設計(D)及び施工監理並びに施工(B): 150,898,000 円(税込み)

②維持管理 (M) : 8,382,000 円(税込み)

※但し、上記金額は契約時の予定額を示すものではない。また、本事業に係る提案は、①、② 各々この提案限度額の金額を超えてはならない。

2. スケジュール

No.	実施内容	実施時期
1	実施手続き開始の公告	令和4年8月3日
2	募集要項等の配付(佐野市ホームペ	令和4年8月3日~令和4年8月31日
	ージで公開)	
3	質問の受付	令和4年8月15日~令和4年8月23日
4	質問に対する回答期限	令和4年8月31日
5	参加表明書の受付期間	令和4年9月1日~令和4年9月15日
6	提案資格の審査期間	令和4年9月15日~令和4年9月30日
7	提案資格確認結果及びプロポーザル	令和4年10月3日~令和4年10月7日
	参加要請の通知	
8	提出意思確認書の受付期間	令和4年10月7日~令和4年10月17日
9	提案書提出期限	令和4年10月20日~令和4年11月11日
10	提案書内容の確認	令和4年11月14日~令和4年11月30日
11	審査(書類審査、ヒアリング審査)	令和4年12月上旬~中旬
12	結果通知	令和4年12月中旬
13	仕様内容協議	令和4年12月下旬~令和5年1月下旬
14	基本契約締結	令和5年2月上旬
15	個別契約締結(調査・設計(D)及び施	令和5年2月中旬
	工監理並びに施工(B))	(履行期間:令和5年2月中旬~令和5年9月30日)
16	個別契約締結(維持管理(M))	令和5年2月中旬
		(履行期間:上記個別契約の目的物の引渡しを受けた日から10年間)

3. 募集要項等の配付、募集要項に対する質問受付・回答

(1)募集要項及び仕様書の配付

募集要項(以下、「本要項」という。)及び仕様書の配付は、佐野市ホームページ (https://www.city.sano.lg.jp/)にて公開する。公開期間は、令和4年8月3日(水)~令和4年8月31日(水)とする。

- (2)本要項及び仕様書に関する質問の受付及び回答本要項及び仕様書に関する質問の受付及び回答は、次により行う。
 - ①質問は、質問書(様式第1号)を使用すること。なお、受付は電子メール (kouen@city.sano.lg,jp)のみとし、電話、FAX、持参等は不可とする。また、電子メールの 送信の際は、件名を「佐野市道路及び公園等 LED 照明整備維持管理事業質問書(業者名)」と記載する。電子メール発信後は電話にてメール受信確認をすること。
 - ※電話連絡は、開庁日の午前9時から午後5時までとする。(正午から午後1時までは除く)
 - ②受付期間 令和4年8月15日(月)~ 8月23日(火)午後5時まで(必着)
 - ③質問に対する回答は、提出された質問を取りまとめて、令和4年8月31日(水)に佐野市ホームページ(https://www.city.sano.lg.jp/)で公表することとし、口頭による個別対応は行わない。

なお、回答は本要項及び仕様書と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

4. 参加表明書の提出及び応募者の役割・資格等

(1)提案方法及び提出書類

応募しようとする者は、以下の方法にて提案を行うことができる。

- ①プロポーザル参加表明書等(②で定める書類)を作成し、下記の期間中に所定の場所に 持参にて必要部数を提出しなければならない。
 - (ア)受付期間 令和4年9月1日(木)~9月15日(木)(必着)
 - (イ)受付時間は、開庁日の午前9時から午後5時まで。(正午から午後1時までは除く)
 - (ウ)受付場所 栃木県佐野市高砂町1番地 佐野市 都市建設部 都市整備課 公園緑地係
 - (エ)様式の配布方法 佐野市ホームページ(https://www.city.sano.lg.jp/)での公表 ただし、公開期間は、令和4年8月3日(水)~令和4年8月31日 (水)とする。

②提出書類

応募しようとする者は、以下の書類について各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4 縦長ファイルに綴じたものを10部(正本1部、副本9部)提出する。なお、(3) 応募者の資格で定めている要件が確認できる証明書、認証の写し、契約書の写し等の添付も同様に綴じこむこと。

(ア) プロポーザル参加表明書(グループ代表者のみ)・・・・・・・・・・・・様式第2号・グループ代表者名で作成し代表者の押印(実印)をする。

- ・特別目的会社等を設立する予定がある場合は、様式の(注)に従い記載すること。
- (イ) グループ構成表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第3号
 - ・様式に従い全ての構成員の役割を記載し構成員の押印(実印)をすること。なお、その他役割を配置する場合は、役割の内容も併せて記載すること。
 - ・複数の構成員が1つの役割を担う場合は、その役割の中で代表者を定めて記載する こと。(施工役割を担う構成員は必須)
 - 構成員が所定様式に収まらない場合は、適宜複数ページに分けて作成すること。
 - ・構成員の間で取り交わされた事業役割等に関する合意書等を作成し、併せて提出すること。なお、合意書等には、下記の条項を必ず含むものであること。

【目的、有効期限、役割分担、実施体制、構成員の責任分担及び連帯責任、権利義務の譲渡の制限、事業途中における構成員の脱退に対する措置、事業途中における構成員の破産又は解散に対する措置、守秘義務、合意書に定めのない事項】

- (ウ) 会社概要・企業状況表(構成員全員分)・・・・・・・・・・・様式第4号、5号
 - ・様式に従い、事業概要、会社の特徴、事業拠点の名称及び住所を記載する。事業概要は会社案内等のパンフレットに替えることも可とする。
 - ・佐野市に本店を有しない構成員は、本事業を担当する技術者等が個別契約期間中 に常時勤務する場所について、事業拠点の名称及び住所の欄に記載すること。
- (I) 印鑑証明書(構成員全員分)
 - ・所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前3ヶ月以内に発行されたもの。
- (才) 商業登記簿謄本(構成員全員分)
 - ・現に効力を有する部分の謄本で、受付日前3ヶ月以内に発行されたもの。
- (力) 財務諸表(構成員全員分)
 - ・最新決算年度を含む過去3年度分の貸借対照表、損益計算表、また、最新決算年度 の減価償却明細表、利益処分(損失処分)計算書を提出すること(写しでも可)。なお、 連結決算がある場合は、連結決算分も提出すること(写しでも可)。
- (キ)納稅証明書(構成員全員分)
 - ・最新決算年度の国税及び地方税の納税証明書(「未納無し」等の記載があるものとする。)、又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書を提出する。なお、事務所が複数箇所ある場合には、本店所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること
- (ク) 暴力団員などに該当しないことの誓約書(構成員全員分)・・・・・・・・・・様式第6号
- (ケ) 建設業許可証、ISO 規格等の登録証(該当する構成員分)
 - ・施工役割を担う構成員のうち1者(施工役割を担う構成員の代表者)は、必ず特定建設業の許可証明書を提出すること(写しでも可)。その他の施工役割を担う構成員は、特定建設業または一般建設業の許可証明書を提出すること(写しでも可)。
 - •ISO9001、ISO14001、JISQ15001、ISO27001、その他の認証取得状況がわかる登録 証を提出すること(写しでも可)

【統括役割(グループ代表者)】街路灯等の LED 化事業(ESCO 方式やリース方式)など

【調査・設計及び照明施設管理用データ構築並びに施工監理役割】

LED 照明実施設計業務、工事監理業務(建築士法第 2 条第 7 項、建築基準法第 5 条の 4 第 4 項、第 5 項)、現場技術業務(国土交通省土木工事共通仕様書の現場技術員)など

【施工役割】街路灯等の LED 化工事など

【維持管理役割】街路灯等の LED 照明の維持管理業務など

【その他役割】街路灯等の LED 化事業(ESCO 方式やリース方式)など

- (サ) 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し(該当する構成員分)
 - ・施工役割を担う構成員のうち、専任で配置する監理技術者については、監理技術者 資格者証及び監理技術者講習修了証(表・裏)の写しを提出すること。
- (シ) 電気工事に係る国家資格証明書の写し(該当する構成員分)
 - ・施工役割を担う構成員のうち、専任で配置する主任技術者については、電気工事に 係る国家資格を有することを証明できる証明書の写しを提出すること。

(2)応募者の役割

①応募者は本事業を行う能力を有する複数企業で構成するグループ(以下「グループ」という。)とし、構成員全てを明らかにし、以下に示す各々の役割について担当する企業を明確にする。

②応募者の役割

(ア) 統括役割(グループ代表者)

本事業において、調査・設計・施工監理、施工・維持管理の全体管理を行う者とする。グループ構成員の中から代表者を1者選定し、選定された代表者は、本市との対応窓口となり、基本契約及びに個別の契約等諸手続きを行う。また、本事業を行う上でのリスク等において、本市に対し一括して責任を負う。

(イ)調査・設計及び照明施設管理用データ構築並びに施工監理役割

道路照明、公園照明等の現状を詳細に把握し、LED照明交換の設計を行い、地図や電力契約番号等を用いて施設管理できるよう立案する。また、事業終了後に引き継ぐ照明施設管理用データを本市と協議して構築する者とする。さらに、設計に基づき適切に施工が実施されているか、適切な安全管理体制や工程に従った進捗が図られているかなどの施工監理(工事監督業務の補助的業務を含む)を行う者とする。

(ウ) 施工役割

道路照明、公園照明等の LED 化工事を施工する電気工事業を行う者とする。

(エ)維持管理役割

道路照明、公園照明施設等の維持管理を行う者とする。

(オ) その他役割

上記(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)以外の業務を行う者とする。

③応募者役割等の制限

同一の構成員が複数の役割に当たることを妨げない。但し、(イ)と(ウ)を同一構成員が 兼ねることは出来ない。また、応募者の構成員が、他のグループに重複して構成員になる ことを禁止し、且つ応募者(構成員含む)は、提案書提出後の変更を認めない。

また、特別目的会社等を設立することも可とする。設立の意思及び予定がある場合は、参加表明書に明記するとともに、特別目的会社等をそれぞれの契約締結前までに設立すること。

※設立とは、会社法(平成十七年法律第八十六号)の定めにより、法人登記の申請受付が された時をいう。

(3)応募者の資格

応募者は、参加表明書の受付期限日現在において、次の要件を全て満たす者であること。

- ① 統括役割(グループ代表者)を担う構成員は、佐野市入札参加資格者名簿(建設工事) に電気工事業として登録されており、佐野市に本店を有する者であること。また、佐野市 との過去3年以内(令和元年4月1日から令和4年3月31日までに契約し、完了したもの)の入札による建設工事請負契約実績(電気工事に限る。また、特定建設共同企業体 の構成員としての実績も含む)を有する者であること。
- ② 調査・設計及び照明施設管理用データ構築並びに施工監理役割を担う構成員は、佐野市入札参加資格者名簿(測量・設計・建設コンサルタント)に登録されている者であること。
- ③ 施工役割を担う構成員は、佐野市入札参加資格者名簿(建設工事)に電気工事業として 登録されており、佐野市に本店を有する者で、必ず 2 者以上での応募とすること。また、 施工役割を担う構成員のうちの 1 者(施工役割を担う構成員の代表者)は、電気工事業 の特定建設業許可を有するものであり、電気工事に係る監理技術者(監理技術者講習 修了証を併せて有する者)を専任で配置できる者とし、その他の構成員は、電気工事業 の特定又は一般建設業許可を有するものであり、電気工事に係る国家資格を有する主 任技術者を専任で配置できる者であること。
- ④ 維持管理役割を担う構成員は、佐野市入札参加資格者名簿(建設工事)に電気工事業として登録されており、佐野市に本店を有する者であること。
- ⑤その他役割を担う構成員は、佐野市入札参加資格者名簿(建設工事、測量・設計・建設コンサルタント、物品役務)のいずれかに登録されている者であること。なお、上記①~④の役割を担うものが本役割を兼ねる場合は設定しなくてもよい。
 - ※その他役割とは、資金面や材料調達のみを担うなど間接的に事業遂行の一部を担う者

のことを言う。ただし、役割に応じた業種区分に該当する者とすること。

- ⑥地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第1項に規定する者(未成年者、被保佐人又は非補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。)でないこと。
- ⑦地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 2 項の規定により市の入札 参加制限を受けていない者であること。
- ⑧本事業の公告日から提案書提出期限までの間に、佐野市入札参加者指名停止要綱(平成 17 年佐野市公示第 154 号)第2条第1項に規定する指名停止の期間中でないこと。なお、指名停止の措置を受けた時は、当該資格を喪失するものとする。
- ⑨暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第3条または 第4条の規定に基づき、都道府県公安委員会が指定した暴力団員等の構成員と関係を有 すると認められるものに該当しないこと、並びに佐野市暴力団排除条例に基づく入札参加 除外措置を受けていないこと。
- ⑩破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条の規定による破産手続きの申立てをしていない こと。
- ①会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定により更生手続開始の申立てがなされいないこと。または民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により再生手続開始の申し立てがなされていないこと。但し、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (12)国税及び地方税の滞納がない者。
- ③健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)に基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)に基づく厚生年金保険及び雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。ただし、上記保険の全部又は一部について法律で適用が除外されている者は、この限りではない。(統括役割(グループ代表者)及び施工役割を担う構成員のみ適用)

5. 提案資格の審査及び提案要請

- (1)本市において、プロポーザル参加表明書等により本プロポーザルの提案資格を有する者であるかを確認し、その結果を統括役割(グループ代表者)に対して、令和4年10月7日までに「提案資格確認結果通知書(様式第8号)」により通知する。
- (2)提案資格を有することが認められなかった応募者は、提案資格確認結果を通知した日の翌日から起算して7日(閉庁日を含まない。)以内に、「非要請理由請求書(様式第9号)」により、本市に対して非要請理由について説明を求めることができる。なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
 - ①受付時間 4(1)①(1)と同様
 - ②受付場所 4(1)(1)(ウ)と同様
- (3)上記の回答は、説明を求めた日から起算して10日(閉庁日を含まない。)以内に「非要請

理由回答書(様式第10号)」により行うこととする。

- (4)応募者は、提案資格確認結果に対する異議を申し立てることはできない。
- (5)資格を有することを認められた応募者に対しては、統括役割(グループ代表者)宛て「プロポーザル参加要請書(様式第11号)」により提出意思確認書及び提案書等の提出を要請する。
- (6)プロポーザル参加要請書と併せて、統括役割(グループ代表者)宛て、次の配付資料を送付する。送付方法は、「プロポーザル参加表明書(様式第2号)」に記載された電子メールとし、データ形式はPDF形式とする。なお、配付資料に対する質問は受け付けないものとする。
 - ・配付資料の内容

「令和3年度 公園照明等調査業務委託 佐野市若松町外」成果品一式

6. 提出意思確認書及び提案書の提出

プロポーザル参加要請書を受けた統括役割(グループ代表者)は、令和4年10月17日 (月)までに持参又は郵送(必着)にて「提出意思確認書(様式第12号)」を1部提出しなければならない。なお、受付時間、受付場所については、下記提案書と同様とする。

提出意思確認書にて提出を申し出た統括役割(グループ代表者)は、以下に定める書類を 作成要領に従って、所定の様式により提案書を作成し、下記の期間中に所定の場所に持参 にて必要部数を提出しなければならない。

なお、提案内容は、実現可能な内容とし、実現不可能な提案は行わないこと。

(1)提出方法

- ①受付期間 令和4年10月20日(木)~11月11日(金)(必着)
- ②受付時間は、開庁日の午前9時から午後5時まで。(正午から午後1時までは除く)
- ③受付場所 栃木県佐野市高砂町 1 番地

佐野市 都市建設部 都市整備課 公園緑地係

④様式の配布方法 佐野市ホームページ(https://www.city.sano.lg.jp/)での公表ただし、公開期間は、令和4年8月3日(水)~令和4年8月31日(水)とする。

(2)提出書類

次の提出書類に、必要書類及び各様式のデーター式を格納した CD-R を 1 部添えて、各々の書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4 縦長ファイルに綴じたものを10部(正本1部、副本9部)提出すること。

- ① 提案書(様式第13号)
- ② 事業効果算出表(様式第14号の1)
- ③ 事業費内訳書(様式第14号の2)
- ④ 調査・設計及び施工監理に関する提案書(様式第15号)
- ⑤ 施工計画及び廃棄計画に関する提案書(様式第16号)

- ⑥ 使用機器提案書(様式第17号)
- ⑦ 照明施設管理用データ作成に関する提案書(様式第18号)
- ⑧ 省エネルギー効果の計測・検証に関する提案書(様式第19号)
- ⑨ 維持管理に関する提案書(様式第20号の1~3)
- ⑩ 市内業者の活用に関する提案書(様式第21号)
- ① その他の提案(独自提案等)(様式第22号)

(3)作成要領

各提出書類を作成する際は、本要項及び仕様書、様式記載事項(例示や(注)含む)を熟 読した上で作成すること。なお、A4 判以外の様式については、A4 判サイズに折り込むこと。

① 提案書(様式第13号)

統括役割(グループ代表者)名で作成し実印を押印する。

また、提案全体の概要(様式第14号~第22号に記載する提案の要旨)を記載すること。

② 事業効果算出表(様式第14号の1)

仕様書 調査・設計及び施工監理編10(1)ア~ウの表1、2、3の照明種類ごとに電 気料・維持管理費の削減予定額について試算の上、記載すること。なお、試算に際して の灯数及び点灯時間並びに現状の維持管理費については下記の通りとする。

(消費税等は含まない)

	項目	灯 数	点灯時間	現状維持管理費
1	道路照明 (仕様書「表1」)	各 100 灯 計 500 灯	17:00~翌 5:00	1,000,000 円/年
2	アンダーパス照明 (仕様書「表2」)	各 20 灯 計 140 灯	17:00~翌 5:00	200,000 円/年
3	公園照明 (仕様書「表3」)	各 100 灯 計 500 灯	17:00~24:00	500,000 円/年

- ※東京電力が公表している電気料金(令和4年8月3日現在)を使用すること。将来の 電気料金の変動はないものとして試算すること。
- ※公園照明(「表3」)内の蛍光灯については、25W、100Wとする。
- ※それぞれの電力契約については、単独引き込みとして試算する。
- ※試算で使用した数値等の根拠を明確にすること。
- ③ 事業費内訳書(様式第14号の2)

指定の様式に従い事業費内訳書を作成し、その根拠となる見積書及び見積内訳書 (様式任意)を添付すること。なお、本要項1(7)に定める提案限度額の各々の金額を 超えてはならない。

④調査・設計及び施工監理に関する提案書(様式第15号)

既設道路照明、公園照明(既設LED灯を含む)の位置や設備の現地調査方法、電力契約の調査・照合・突合方法等について記載すること。また、施工監理の方法及び体制、設置箇所周辺状況の把握、地域住民へ配慮等その他調査に関して創意工夫している点についても記載すること。

⑤ 施工計画及び廃棄計画に関する提案書(様式第16号)

施工にあたり、施工計画、施工体制、品質管理、安全管理、写真管理、施工完了時期に関する内容及び留意点を具体的に記載すること。また、電力契約の変更手続きの体制や手法、既設照明の廃棄計画(リサイクル方法、廃棄処分方法)、その他近隣住民等への配慮についても併せて記載すること。

⑥ 使用機器提案書(様式第17号)

使用機器メーカーの LED 道路照明及び公園照明の製造実績、使用機器メーカーの ISO 認証取得状況、本市又は栃木県内における使用機器の納入実績、使用機器の仕様(品質、性能、電力会社申請入力容量を含む)、デザイン灯(設置箇所の景観に調和した適切な灯具となっているか)について記載すること。なお、使用機器の仕様については、使用する機器の図、当該機器に関するエネルギー消費状況の評価内容、灯具仕様に基づいた内容説明、照度分布等の数値的根拠についても記載すること。

⑦ 照明施設管理用データ作成に関する提案書(様式第18号)

照明施設管理用データについて、基本的項目(データのバックアップ体制、セキュリティ、データの管理項目、データの検索・抽出・集計方法等)、データ更新と報告及び頻度について記載すること。また、照明位置図作成方法(データ形式、発注者から提供される地図以外での作成など)についても記載すること。

⑧ 省エネルギー効果の計測・検証に関する提案書(様式第19号)

省エネルギー効果の計測・検証方法(二酸化炭素排出量の算定・検証方法含む)を具体的に記載すること。また、その他計測・検証方法等で工夫することがあれば記載すること。

- ⑨ 維持管理に関する提案書(様式第20号の1~3)
 - (ア)維持管理体制

維持管理期間中における維持管理対象の設備及び照明施設管理用データ等の運用体制について記載すること。また、その他、維持管理に関して創意工夫する点があれば記載すること。

(イ) 緊急時対応提案

緊急時(故障時・災害時を含む)における対応方法を記載すること。

(ウ) 契約終了後の対応

維持管理期間終了後の機器等の取扱いについて記載すること。

⑩ 市内業者の活用に関する提案書(様式第21号)

参加表明書提出時のグループ構成表(様式第3号)に加え、構成員以外の市内業者の活用内容(施工や維持管理における活用等)について、様式の記載例に従い、記載すること。なお、ここで記載した業者を事業期間中に変更する場合は、市の承認が必要となるため、注意すること。

① その他の提案(独自提案等)(様式第22号)

本市が求める仕様以外の提案及び応募者が独自に提案できる内容があれば記載す

ること。また、独自の提案をする場合は、提案毎に様式第 12 号の2に添付する見積金額に含まれる提案内容かについても言明すること。なお、本要項1(7)に定める提案限度額の各々の金額を超える提案は出来ない。

7. 参加を辞退する場合

提案書の要請を通知された応募者が以降の参加を辞退する場合は、本事業提案書受付の締切日の前日までに提案辞退届(様式第23号)を統括役割のグループ代表者名にて1部、 事務局に持参又は郵送(必着)で提出することができるものとする。

8. 提案書の評価

(1)提案書内容の確認

提出された提案書について、事務局で内容の確認を行う。

(2)審査(書類審査、ヒアリング審査)

佐野市道路及び公園等 LED 照明整備維持管理事業評価委員会(以下、「評価委員会」という)は、あらかじめ定められた以下の基準に基づき、参加表明書、提案書及びヒアリング等により総合的に審査を行う。なお、ヒアリングについては、原則対面式で行うが、ヒアリングの日時、場所、審査方法等については、統括役割(グループ代表者)に事前に通知する。

(3)評価基準

評価項目、審査内容、評価の視点、配点は次のとおりとし、1000点を満点とする。

	評価項目審査内容		評価の視点	様式	配点
1	企業概要	事業遂行能力、保有資格、市内業者数など	類似事業受注実績の豊富さ、 ISO 認証取得状況、地域貢献度 などにより評価する	第4~7号	200
2	事業効果及び事業 費	事業効果(電気料及び維 持管理費の削減効果)、事 業費など	電気料及び維持管理費の削減 額と事業費の費用対効果を評価 する	第14号の1 第14号の2	200
3	調査・設計及び施工 監理	現地調査手法、電力契約 照合等の手法、施工監理 の方法及び体制、その他 調査に関する創意工夫な ど	調査・照合等の手法が適切且つ 実効性のある計画であるか、施 工監理の方法及び体制が明確 であるかなどを評価する	第15号	50
4	施工計画及び廃棄 計画	施工計画、電力契約の変 更手続き、廃棄計画、地域 住民等への配慮など	施工計画及び施工体制等が妥 当であるか、電力契約の変更手 続きに精通しているか、リサイク ルへの配慮が適切かなどを評価 する	第16 号	100

5	使用機器及び照明 施設管理用データ作 成、省エネルギー効 果の計測・検証	使用機器の信頼性・品質・性能等、デザイン灯の仕様、照明施設管理用データの操作性、信頼性、照明位置図作成方法、省エネルギー効果の計測・検証方法など	使用機器(デザイン灯含む)の納入実績、高効率な灯具を選定しているか、照明施設管理用データ及び照明位置図が操作性、信頼性などに優れているか、省エネルギー効果の計測・検証方法が妥当であるかなどを評価する	第17号 第18号 第19号	200
6	維持管理	維持管理対象設備及び照 明施設管理用データ等の 運用体制、緊急時対応、 維持管理期間終了後の機 器等の取扱い対応、その 他の工夫など	通常時及び緊急時の維持管理体制が具体的であるか、維持管理期間終了後のアフターケアに関する提案があるかなどを評価する	第20号の1 第20号の2 第20号の3	100
7	市内業者の活用	構成員以外の市内業者の 活用	構成員以外の市内業者の活用 の具体性や施工等実績について 評価する	第21号	50
8	その他の提案	上記以外の独自の提案	本市にとって有益な提案があれ ば評価する	第22号	100
合計点数					1,000

(4)契約候補者の特定

評価委員会において厳正な評価を行い、最も評価点数が高い応募者を最優秀提案者とし 契約候補者とする。また、次点の応募者を優秀提案者と選定し、契約候補者と見積徴収及 び契約ができなくなった場合に限り次点の契約候補者として特定する。各応募者の評価点数 は、評価委員の点数を合算し、平均した点数とする。最も高い評価点数を獲得した応募者が 複数の場合(同点の場合)は、次の①から③の選考過程により最終順位を確定し、最優秀提 案者とする。なお、応募者が1者のみの場合については、基準点を満たした場合に最優秀者 とする。

- ① (3)「評価基準」の「2 事業効果及び事業費」の平均点が最も高い者
- ② ①に該当する者が複数ある場合は、「5 使用機器及び照明施設管理用データ作成、省エネルギー効果の計測・検証」の平均点が最も高い者
- ③ 上記によりがたい場合は、委員会の協議により決定したもの。

(5)基準点

配点合計の60%の得点である600点以上、且つ(3)「評価基準」の評価項目1~7における各配点の50%以上の得点とする。

9. 結果通知

- (1)契約候補者(グループ代表者)に対し、提案書が特定された旨を統括役割(グループ代表者)宛て「結果通知書(様式第24号)」により通知する。
- (2)提出した応募者が最優秀と選定されなかったものに対しては、その旨を統括役割(グルー

プ代表者)宛て「結果通知書(様式第24号)」により通知する。

- (3)上記(2)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(閉庁日を含まない。)以内に、「非特定理由請求書(様式第25号)」により、本市に対して非特定理由について説明を求めることができる。なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
 - ①受付時間 6(1)②と同様
 - ②受付場所 6(1)③と同様
- (4)上記の回答は、説明を求めた日から起算して10日(閉庁日を含まない。)以内に「非特定 理由回答書(様式第26号)」により行うこととする。
- (5)応募者は、審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

10. 結果の公表事項及び方法

評価委員会の評価結果に係る事項を公表する。また、公表の方法は佐野市ホームページ (https://www.city.sano.lg.jp/)にて行う。なお、公表する内容は、プロポーザル参加者名、最優秀提案者の名称及び住所並びに評価点数、それ以外の者は匿名とし評価点数のみ公表する。

11. 仕様内容の協議

(1)見積徴収

契約候補者は、本事業に係る提案内容について協議を行い、最終提案書に基づいた本市が指定する項目別の見積書を提出し、本市財務規則の定める手続きにより契約を締結することとする。なお、最終提案書は、契約図書の一部となるため、本事業において必ず履行すること。

ただし、次のいずれかに該当し、契約候補者から見積徴収及び契約が締結できない場合には、次点の契約候補者を見積徴収の相手方として同様の協議を行うものとする。

- ①契約候補者が、地方自治法施行令第167条の4に該当することとなったとき
- ②契約候補者が、本市から指名停止を受けることとなったとき
- ③契約候補者が、特定後に本説明書に掲げる失格事項に該当して失格となったとき
- ④契約候補者からの見積徴収の結果、契約締結ができなかったとき
- ⑤契約候補者が本事業の契約締結を辞退したとき
- ⑥提案書の内容が実施不可能と判断されたとき
- (7)その他の理由により契約候補者と契約の締結が不可能となったとき
- (2)契約金額及び支払い条件等

契約金額は、本要項1(7)の提案限度額に示す金額の範囲とする。また、契約保証金の納付、前払金等の請求については、各契約書に従うものとする。ただし、前払金等の支払いは、令和5年4月1日以降より請求できるものとする。

(3)失格による契約の解除

本事業の契約後に、契約者が本要項に定める失格条項に該当していたことが明らかにな

った場合には、契約を解除することができることとする。

12. 契約の締結

契約候補者との協議が整った場合、本市と基本契約を締結する。また、次点の契約候補者と協議することになった場合、協議が整えば次点の契約候補者と基本契約の締結を行うものとする。

なお、契約締結時において、複数の構成員が1つの役割を担う場合は、4(1)②(イ)に示す合意書等への記載条項に加え、代表者の名称、代表者の権限、役割分担(施工内容や施工範囲の明示を含む)、必要経費や共通費用、利益等の分担・分配、引渡し後の契約不適合責任などの条項を記載した協定書等を提出しなければならない。(施工役割を担う構成員は必須)

13. 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うこととする。また、応募者(すべての構成員)は、本要項に定められた質問や書類等の提出を除き、本事業に係る市職員との接触を禁止し、接触の事実が認められた場合は、失格となる。

- (1)提案書類が提出期限までに提出されない場合
- (2)提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3)本要項1(7)に定める提案限度額を超えた金額で提案した場合
- (4)本要項4に定める要件を満たしていない、もしくは満たすことができなくなった場合
- (5)その他本要項の定めに反した場合
- (6)本件に関して不正あるいは公平を欠く行為等があった場合

14. 事業実施に関する事項

- (1)誠実な事業遂行
 - ①本市と契約を締結した事業者(以下、「事業者」という。)は、最終提案書及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に事業を遂行するものとする。
 - ②事業の遂行にあたって疑義が生じた場合には、本市と協議するものとする。
- (2)本市と事業者の責任分担
 - ①基本的な考え

提案が達成できないことによる損失は、原則として、事業者が負担する。ただし、天災や経済状況の大幅な変動など、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は別途協議を行うものとする。

②予想されるリスクと責任分担

本市と事業者の責任分担は、以下の表「予想されるリスクと責任分担」(以下、「分担表」という。)によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うものとする。

なお、契約締結後に分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものと する。

(3)保険

分担表に示されたリスクに備えるため、事業者は自らの判断により、必要な保険に加入する ものとする。

(4)本市の体制

事業遂行にあたっては、都市建設部都市整備課及び道路河川課並びに産業文化スポーツ部スポーツ推進課に担当職員を配置し、必要な打合せ、協議、確認等を行うものとする。

(5)その他

契約締結後、事業対象の照明施設等の数量等が変動した際には、協議することができる。

表「予想されるリスクと責任分担」

					坦者
	リスクの種類 No		リスクの内容	本	事
			33.03.31	市	業 者
	募集要項等	1	募集要項、仕様書等の記載事項に重大な誤りがあるもの	0	1
	応募	2	応募費用の負担		0
	資金調達	3	事業に必要な資金の確保		0
	±7.46	4	市の責に帰すべき事由により事業契約ができない場合	0	
	契約	5	事業者の責に帰すべき事由により契約が結べない場合		0
	提案の誤り	6	本事業の提案が達成できない場合		0
	安全性の確保	7	本事業における安全性の確保		0
	環境の保全	8	本事業における環境の保全		0
	制度の変更	9	法令・許認可・税制の変更	0	0
	許認可 -	10	市が取得すべき許認可が遅延した場合	0	
		11	事業者が取得すべき許認可が遅延した場合		0
共	住民対応	12	事業内容等、事業そのものに関する住民反対運動、訴訟	0	
通事		13	上記以外の調査・設計・工事、維持管理に関わる住民反 対運動、訴訟		0
項	第三者賠償	14	事業者が行う調査・設計・工事、維持管理に起因し第三者 に損害を及ぼした場合		0
		15	その他の事由により第三者に損害を及ぼした場合	0	
	債務不履行 -	16	市の責に帰すべき事由による債務不履行	0	
		17	事業者の責に帰すべき事由による債務不履行		0
	不可抗力	18	暴風、豪雨、地震、火災、騒乱、暴動等自然的又は人為的 な事象のうち、通常の予見可能な範囲を超えるもの	0	0

	物価変動	19	急激なインフレ・デフレ(契約額に対して影響のあるものの み)	0	0
	仕様変更		市の責に帰すべき事由により仕様の変更を行う場合	0	
		21	事業者の責に帰すべき事由により仕様の変更を行う場合		0
	支払遅延·不能	22	本市から事業者へ支払いの遅延・不能によるもの	0	
	立入り許可	23	必要な施設への立入りの許可が下りない場合の事業未遂 行	0	
	光熱費単価	光熱費単価 24 光熱費単価の変動		0	
	扒 到杰声	25	市の責に帰すべき事由により設計変更を行う場合	0	
	設計変更	26	事業者の責に帰すべき事由により設計変更を行う場合		0
	設計施工遅延	27	市の責に帰すべき事由により設計施工が遅延し、事業契 約に規定された完成期限より遅延する場合	0	
調査		28	事業者の責に帰すべき事由により設計施工が遅延し、事 業契約に規定された完成期限より遅延する場合		0
設	用地の確保	29	資材置き場等の確保		0
計	建設コスト増大	30	市の責に帰すべき事由による工事費用等が増大する場合	0	
施工		31	事業者の責に帰すべき事由による工事費用等が増大する 場合		0
	性能	32	仕様不適合(契約満了後に機器が所定の性能を達成しないことが発覚した場合も含む)		0
	設備の損傷	33	設備引渡し前に生じた工事目的物や材料などの損傷、破 損が生じた場合の損害		0
			施工監理により生じた工事費、工期が増大した場合		0
			契約不適合責任期間中に発見された設備に関する契約 不適合責任		0
	事業内容変更	36	市の責に帰すべき事由による事業内容の変更	0	
		37	事業者の責に帰すべき事由による事業内容の変更		0
	作り日生良い久	38	市の責に帰すべき事由による維持管理費が変動する場合	0	
6.11		39	事業者の責に帰すべき事由による維持管理費が変動する 場合		0
維持	仕様未達	40	仕様を満たさない場合		0
管	設備の損傷	41	市の責に帰すべき事由による設備の損傷	0	
理		42	上記以外の事由による設備の損傷		0
		43	事故・火災等による損傷	0	
	設備の欠陥及び 維持管理の不備	44	設備の欠陥及び維持管理の不備から事故や故障等が発生し、損害や追加費用が生じた場合		0

15. その他の留意事項

- (1)提出期限までに参加表明書を提出しない者は、提案書を提出することができない。
- (2)参加表明書及び提案書の作成及び提出並びにヒアリング参加及び基本契約締結までの期間に要する費用は、応募者の負担とする。

- (3)参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止等の措置を行うこともあるものとする。
- (4)提出された参加表明書及び提案書は返却しないものとする。なお、提出された参加表明書及び提案書の著作権は提出者に帰属するものとし、提出者に無断で使用しないこととする。 ただし、事務局は、本プロポーザル手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、 提案書等の複製、記録及び保存等を行うこととする。
- (5)本要項に定めのない事項に疑義が生じた場合は、協議により定めることとする。

16. 事務局

本件に係る事務局は、次のとおりとする。

担当窓口	佐野市 都市建設部 都市整備課 公園緑地係
住 所 栃木県佐野市高砂町1番地	
電話番号	0283-20-3101
ファックス番号	0283-20-3035
電子メール	kouen@city.sano.lg.jp
ホームページ	https://www.city.sano.lg.jp/